

学校いじめ防止 基本方針

平成 26 年 4 月 7 日（策定）

令和 7 年 4 月 8 日（改訂）

令和 8 年 4 月 8 日（改訂）

三田市立けやき台小学校

三田市立けやき台小学校 学校いじめ防止基本方針

目次

1 はじめに	3
2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方	4
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	4
(2) いじめの定義	5
(3) いじめの認知	6
3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等	6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し	6
(2) 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織	7
(3) いじめ防止における具体的な取組	8
(4) 早期発見における具体的な取組	11
(5) いじめに対する措置	12
(6) 取組に対する評価	14
4 重大事態への対応について	14
(1) 学校における備え	15
(2) 学校が主体となって調査を行う場合について	15
(3) 市教育委員会との連携について	15

1 はじめに

けやき台小校区は、閑静な住宅街と大規模な商業地域からなるニュータウン地区と、旧地区からなっている。

本校では、PTAをはじめ、自治会、スポーツクラブ21けやき、けやきクラブ（敬老会）、けやき台人権ネットワーク、地域学習支援ボランティアなど、様々な団体が教育活動を支援している。本校の課題として、全国各地からの転入があるため、新たな地域のつながりが求められており、学校教育の活動を拠点とし、より広く地域とのつながりを深めていく取り組みを続けている。

そこで、学校目標「夢に向かって 堂々と歩む子の育成 ～けやきのA（エース）をめざせ！～」を掲げ、より一層地域から信頼される学校をめざして様々な教育実践を展開している。また、数年にわたって「表現力豊かな子をめざして ―子どもたちが関わり合い、深め合う授業の追求―」をテーマに算数科の研究を継続している。子どもが単に教師から教わる授業ではなく、子どもたち自らが考え、相互に表現し合うことによって、学びをより確かなものにしていくプロセスを大切にしたい取り組みを行っていく。その中で、思考・判断・表現という生きた学力の情勢を目指し、他教科の学習や実生活にも反映されていくことを願う。

また、普段の学級における係り活動や話し合い活動、児童会の活動や集会活動など、子どもたち相互の「つながり」を重視し、より安心して信頼できる集団づくりを支える大事な取り組みを大切にしている。その中で、児童の情報を職員間で共有し、得られた課題等の状況によっては、保護者との連携はもちろんのこと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家、医師、警察等関係機関、民生児童委員、中学校区青少年育成協議会、市教育委員会などと連携をとりながら指導にあたるように努める。

いじめについては、全教職員が、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学級にも起こり得る」、「どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を持ち、日常の些細な変化を見逃さず、いじめをしない、させない、許さない等、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

そのため、本校において、児童が好ましい人間関係を築き、豊かな心を醸成させるよう、道徳教育・人権教育を全ての教育活動において実践するとともに、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

学校教育目標

「夢に向かって 堂々と歩む子の育成」

あきらめず挑戦し 自尊感情を高めるけやきっ子

- ① 元気で明るい子
- ② やさしく素直な子
- ③ 興味を持ち、伝え合って学ぶ子

めざす児童像

「人とつながり、笑顔あふれる 心ほかほかな けやきっ子」

～けやきの A（エース）をめざせ！～

- ◎「あかるくあいさつ」ができる子
- ◎「あきらめず挑戦する」子
- ◎「あったかことば」で会話し友だちを大切にする子
- 「もくもくそうじ」ができる子
- 「歌声で響き合う」子

いじめは、いじめられたこどもたちの心や体を傷つけ、時には命さえ奪ってしまう最大の人権侵害行為である。しかしながら、いじめはどこでも、どのこどもにも起こり得る問題であるため、その防止等の対策は、社会全体で取り組むことを旨としなければならない。

いじめをしない、させない、見て見ぬふりをしないなど、いじめを許さない社会の実現にあたっては、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第3条の基本理念に則り、市、市民、学校、公的機関、家庭及び地域社会の構成員がそれぞれの責務や役割を自覚し、主体的かつ相互に連携及び協力しなければならない。学校におけるいじめの防止等の対策は学校全体が一丸となった「チーム学校」体制で取り組むものとする。また、いじめが発生してから対処するだけでなく、いじめが起こらない集団づくり、起こさせない指導を教育活動全体を通じて展開する。

いじめ防止対策推進法（※以下、四角枠内条文同じ）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめの基本認識】

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら、双方を経験する場合もある。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要、名誉棄損、侮辱等の刑罰法令に抵触する可能性がある。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者への転換を促すことが重要である。

※「兵庫県いじめ防止基本方針」兵庫県教育委員会より

（２）いじめの定義

- 第２条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ２ この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- ３ この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ４ この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

（留意点）

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童生徒、塾やスポーツクラブ、SNSやインターネット等を通じて知り合うなど、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係を指す。

※具体的ないじめの態様（文部科学省：いじめ防止基本方針より）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ・上記「具体的ないじめの態様」以外にもいじめに該当する場合がある。
- ・これらのいじめの中には、犯罪行為（インターネットを通じて行われるものを含む）として、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、学校が把握した時点で早期に警察に相談したり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれたりす

る。このような場合には、いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで対応する必要がある。

(3) いじめの認知

全教職員が法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、児童の小さな変化も見逃さないよう、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめを受けた児童の受けとめが重要である。けんかやふざけ合い、遊びと思って始められたものであっても、気づかないところでいじめを受けている場合がある。また、好意から行ったことが意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もある。背景にある事情の調査を行い、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じている被害性に着目し、法の定義に基づいて、いじめに該当するか否かを判断する。ただし、いじめにあたと判断した場合でも、事案に応じて、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも可能である。

なお、いじめに該当するか否かの判断にあたっては、以下の点にも留意する。

(留意点)

- ・「弱者に対して」というような児童間の人間関係にはよらない。
- ・お互いに心理的又は物理的な影響を与える行為をしている場合は、それぞれの行為がいじめに該当するか否かを判断する。「一方的」な行為か否かにはよらない。
- ・行為が繰り返し行われているなど、継続しているか否かにはよらない。行為が1回限りの場合であっても、被害性に着目して判断する。
- ・いじめを受けていても、当該児童がそれを否定したり、「大丈夫」と答えたりする場合は、多々あることを踏まえ、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じている場合には、その苦痛が「深刻」であるかなどによって限定して解釈することがないようにする。

3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し

いじめ防止に向け、日常の指導體制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を策定する。その際、児童生徒、保護者、地域住民、関係機関等と連携して策定するものとする。

「学校いじめ防止基本方針」は、保護者や地域住民が内容を確認しやすいように公表（ホームページへの掲載等）し、年度初めには保護者等に必ず説明するとともに、児童生徒に対しては、特別活動の時間等に、発達段階に応じて学校いじめ防止基本方針の周知を図る。

「学校いじめ防止基本方針」の見直しにあたっては、いじめ対策の達成目標を設定するとともに、年間計画（別紙1：生徒指導年間計画表）を定める。そして、その取組状況等を学校評価項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。なお、児童、保

護者、地域住民等の意見も参考に、学校いじめ防止プログラム等の年間計画を作成、実施することを通じて、より一層、「学校いじめ防止基本方針」の理解を促進する。

（２）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめを防止、早期発見し、組織的に対応するため、「学校いじめ対応チーム」を設置する。学校いじめ対応チームは、いじめの防止、早期発見に加えて、日常的な事案の迅速な初期対応と、指導内容の正確な記録と情報共有を担う。担任などが一人で抱え込まず、管理職等への迅速な報告・連絡・相談を徹底し、チーム学校で対応する。必要に応じて、学校いじめ対応チームにはスクールカウンセラー（以下、「SC」という）やスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という）など心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者などの専門的な知識を有する者を加え、事案を協議、検討する。

【学校いじめ対応チームが担う役割】

（未然防止）

- ✧ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

（早期発見・事案対処）

- ✧ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ✧ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ✧ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対する聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ✧ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

（学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組）

- ✧ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ✧ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ✧ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行も含む）

児童にいじめに関するアンケートを実施する際には、学校いじめ対応チームについて具体的に認識しているかを調査し、取組の改善につなげる。

個々の教職員は、児童や保護者からいじめに係る相談を受けたり、児童の気になる表情や言動、体調の変化等に気づいたりした場合、法第23条に基づき、そのすべてを「学校いじめ対応チーム」に報告する。そして、「学校いじめ対応チーム」は、当該児童及び保護者の意向を尊重して、指導の方針を決定し、組織的に対応する。なお、学校いじめ対応チームの会議で決定した指導の方針やその後の対応等については、適切に記録する。

学校いじめ防止基本方針等には、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。なお、学校いじめ対応チームの会議において事案対処や事後対応について検討する際、専門家による児童生徒や保護者のアセスメントや心のケア、事案対処等への助言、関係機関との連絡調整だけでなく、学校の組織体制の構築や見直しについても、積極的に指導助言を受ける機会とする。

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

【スクールカウンセラー（SC）】

いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動を起こす児童生徒、更には、大規模自然災害や感染症拡大の影響等でストレスや不安を抱える児童生徒やその保護者の心のケアを行う専門家。職務には、児童生徒や保護者へのカウンセリングだけでなく、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助、児童生徒の困難・ストレスへの対処方法や身近な人に相談する方法を身に付ける教育プログラムの実施等がある。

【スクールソーシャルワーカー（SSW）】

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、いじめや暴力行為等の問題行動や不登校、貧困、虐待等、課題を抱える児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する福祉の専門家。職務には、個別ケースの見立て（アセスメント）及び、課題解決の手立て（プランニング）への支援に加えて、学校内におけるチーム支援体制の構築や、支援方法等を検討する会議の事前調整等を行う。

（３）いじめ防止における具体的な取組

① いじめについての共通理解

全教職員は、法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、児童の小さな変化を見逃さないため、「いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得る」、「どの児童もいじめを受けた者にもいじめを行った者にもなりうる」という認識をもち、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。その上で、日頃から、児童の言動などに変化が見られる場合は教職員間で情報を共有し、すぐに話しを聞くなど、組織的に対応する。その際、いじめが疑われる場合は、「学校いじめ対応チーム」で適切に対応し、事案を軽視することなく、積極的にいじめを認知する。

いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについては、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。また、いじめに関する道徳の授業を学校いじめ対応チームが実施するなど、学校が組織的にいじめに対応することが児童に理解されるような取り組みを行う。

② 信頼関係の構築

いじめの防止には、学校、保護者、地域が一体となり、児童生徒の豊かな心を育てるなど、「いじめを生まない土壌づくり」が重要である。そのため、教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整える。また、普段から、SCやSSWと連携し、校内の教育相談を充実させ、児童や保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、家庭訪問等により児童や保護者の声に耳を傾け、信頼関係を構築する。さらに、日頃から学校を積極的に開

き、PTA の各種会議や保護者会、学校ホームページや学校便りにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換や情報交換をする場を設けるなど、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう取り組みを行う。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめを行った児童生徒の背景には、「優越感を得たい」「自分の立場を守りたい」といった集団心理や自己保身の心理があること。行為者が「遊び」と思っていることでも相手が「嫌がっている」ことに気づいていないという認識の甘さから行為がエスカレートすること。また、「周りができていることを自分ではできないと孤独を感じてしまう」といった「孤立への恐れ」や「他者からの評価への不安」そして、「学習面での不安」など、人間関係や学習の様々なストレスも要因の一部にあることを踏まえ、一人一人が活躍できる集団作りやストレスに適切に対処できる力を育成する。また、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。「発達に課題がある児童生徒」「海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、外国にルーツを持つ児童生徒」「性的マイノリティの児童生徒」「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」等は、これらのことがきっかけとなり、いじめを受けることがあるため、日常的に当該児童生徒に適切な支援を行い、保護者と連携し、周囲の児童生徒に対して、必要な指導を組織的に行う。

④ 発達支持的生徒指導の推進

すべての児童生徒が、個々の存在感や自己有用感を高められるよう発達支持的生徒指導を推進する。具体的には、授業や特別活動等を通じて「自己肯定感」と「他者への共感性」「多様性を認め合う心」を育み、いじめを許さない集団づくりを基盤とする。また、問題行動への対応に留まらず、一人一人の可能性を伸ばすアプローチを日常化することで、一人一人の心の居場所作り、互いに認め合う集団作りを行い、いじめを未然に防ぐ土壌を整える。

【発達支持的生徒指導】

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。発達支持的というのは、児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置を示している。すなわち、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員が支えていくという視点に立っている。
(文部科学省：生徒指導提要より)

⑤ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校は、児童生徒が仲間や教職員と心を通いあわせ、安全、安心に生活できる場でなければならない。そのため、全教職員は、児童生徒が主体的に授業や行事に参加し、活躍できるよう、日頃から「わかる授業づくり」「自己有用感や自己肯定感の向上」に努めなけ

ればならない。また、「相手の気持ちを考える」「自分がされて嫌なことは相手にもしない」といった「相手の気持ちを想像する力（共感性）」や、「自分の感情やストレスを他者を傷つけずに適切にコントロールする力」の育成に努める。そして、「児童生徒一人一人の主体性を大切にした学級経営」を行うことで、児童生徒に集団の一員としての自覚や自信、意欲、感謝する心などが育まれ、互いを認め、心通いあう人間関係・学校風土を自らつくり出していくことが期待される。加えて、児童生徒が、多様性を認め合うことが、みんなの幸せにつながるあたりまえのこととして感じ取ることができるよう、道徳教育や人権教育、特別活動、体験活動等を充実させる。また、SCやSSW等と連携し、「自分だけが置いて行かれる」「自分だけ浮いているように感じる」等、「集団内での不安定な位置づけの不安」や「遊びがいじめに発展する懸念」といった児童生徒の抱える具体的な不安に対応した児童生徒のストレスマネジメントやソーシャルスキルトレーニング、いじめを見たら「やめなよ」と声をかける勇気や、孤立を防ぐピアサポート活動の重要性を理解させ、いじめに向かわない態度や能力の育成につなげる。

【ストレスマネジメント】

様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング（対処法）」を学習する。危機対応などによく活用される（文部科学省：生徒指導提要より）。

【ソーシャルスキルトレーニング】

様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となる。（文部科学省：生徒指導提要より）。

【ピアサポート活動】

「ピア」とは児童生徒「同士」を意味し、児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラム。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねる（文部科学省：生徒指導提要より）。

⑥ 児童が主体となった取組

道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、いじめ問題について考えを深め、児童が互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動、携帯電話やスマートフォンの使用に関するルールを作る活動など、いじめ防止を訴えるような主体的な取り組みを推進し、いじめを許さない学級・学校づくりを促進する。

【本校の取り組み】

- ・児童会が中心となって、「あいさつ運動」に取り組む。
- ・「1年生をむかえる会」で、各委員会活動の児童が学校の生活の決まりや、いじめのない学校づくりについて、新入生にわかりやすく教える取り組みを行う。
- ・児童会活動を中心に「いじめ撲滅宣言」を行い、パネルやバッジ等を作成する。また、「あいさつ運動」を活発化し、明るい学校づくりを推進する。
- ・児童会中心にポスターコンクールを開催し、いじめ撲滅の啓発活動を行う。
- ・いじめに関する公開ディベートやパネルディスカッションを行う。

- ・ 小中学校の児童会、生徒会が交流するなど、異年齢交流を行う。
- ・ P T Aと連携し、いじめ撲滅街頭キャンペーンを実施する。
- ・ 児童会の取組に対し全校生にアンケート調査を実施、見直しを行う。
- ・ 学級活動（２）を通して「いじめ撲滅」に向けての話し合い活動を行う。

⑦ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の内容を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上を図る。また、全ての児童に貸与しているタブレット端末の活用方法も含め、小学校低学年からの情報モラル教育を推進し、警察等関係機関と連携し、発達段階に応じて児童に指導する。保護者に対しては、家庭におけるスマートフォンやインターネット等の利用に関するルールをこどもの意見を取り入れて作り、環境の変化やこどもの成長に合わせてルールを定期的に点検、見直すよう、積極的に啓発する。

⑧ 自殺予防教育の推進

命や暮らしの危機、様々な困難やストレスへの対処方法を身につけ、辛い時や苦しい時には、ためらわずに助けを求める態度を培う「SOS の出し方に関する教育を含めた自殺予防教育」を推進する。

また、児童生徒が出した SOS を教職員が見逃すことなく、受け止めることができる力を養うための研修等を行うとともに、保護者、地域住民、関係機関との連携を図る。

【自殺予防教育】

自殺対策基本法第 5 条

学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする。

自殺対策基本法第 17 条第 3 項

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、及び困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発を行うとともに、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置のほか、精神保健に関する知識の向上その他の当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

⑨ 学校園所連携の強化

保育園所、幼稚園、認定こども園と小学校間、また、小学校、中学校、高等学校間でのいじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有や配慮を必要とする児童生徒のきめ細かな引継ぎを進学時に行い、また、日頃から緊密に連携する。

（４）早期発見における具体的な取組

いじめは大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいに類して行われたりすることを認識する。したがって、「小声でのひそひそ話」や「一人だけ置いて行

かれる様子」等の些細な兆候であっても、「いじめではないか」との危機意識を持って積極的に認知し、初期段階から学校いじめ対応チームで、組織的かつ適切な対応を行う。また、児童生徒がいじめを目撃・経験した際に、先生や大人（家族を含む）に相談することが、いじめの早期発見につながる行動であるというメッセージを繰り返し発信する。さらに、いじめの現場において「傍観者にならない」ことの重要性を強調し、いじめをその場で「止める」「注意する」「先生に伝える」といった主体的な仲裁行動がいじめ見逃しゼロにつながることを発信する。そして、早期発見には、学校いじめ対応チームの会議を毎週あるいは毎月など、定期的に実施し、情報共有することが有効である。

学校は、定期的、また必要に応じて児童生徒を対象としたいじめに関するアンケートや教育相談などにより、集団や個々の児童生徒の現状把握に努める。また、人権作文や道徳の感想文、いじめに関するアンケート等には児童生徒の本音や援助を希求する内容が記されていることがあるため、すぐに確認、点検し、組織で情報共有する。

（５）いじめに対する措置

いじめが疑われる事案や、いじめの事実を把握した際には、「学校いじめ対応チーム」が中心となり、速やかにいじめの事実確認を行い、いじめにかかる情報を適切に記録するとともに、全教職員で共有し、必要に応じて関係機関と連携しながら、いじめの解決に向けた取組を行う。

① 組織への迅速な報告と共有

発見、連絡を受けた教職員は一人で抱え込まず、他の業務より優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対応チームに報告する。

② 学校いじめ対応チームによる事実確認

その後は、学校いじめ対応チームが中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行う。なお、学校いじめ対応チームの会議は緊急性に基づいて随時実施し、情報共有のうえ、役割分担等を決定し対応する。

③ 保護者との連携と市教育委員会への報告

いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒等の保護者には学校の対応方針等を伝え、連携を図るとともに協力していじめの解決を図る。また、事実確認の結果は、速やかに校長が責任をもって市教育委員会に報告する。

④ いじめ情報の適切な記録と全教職員での共有

各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に整理し、記録に残すなど可視化することで、全教職員で情報共有し対応する。

⑤ 専門家と連携した再発防止策の実施

いじめがあったことが確認された場合、必要に応じて SC や SSW 等の心理や福祉等の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。

⑥ 被害児童生徒の安全確保と徹底した保護

いじめを受けた児童生徒や保護者に対しては、徹底して守り通すことや秘密を守ることがを伝え、できる限り不安を取り除き、状況に応じて、複数の教職員が、見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。児童生徒の話聞く際は、話を傾聴すること、その上で「学校生活においてよくあること」などと先入観で決めつけるのではなく、児童生徒が置かれている状況を理解し、寄り添いながら対応策を検討することが重要。ただし、性的事案や虐待事案に関しては、早期に三田市家庭児童相談室等、関係機関に連絡し、専門的な視点で聞き取りを行えるよう対応する。また、必要に応じていじめを行った児童生徒を別室で学習させるなど、いじめを受けた児童生徒などが安心して教育を受けられるようにする。

⑦ 加害児童生徒への指導と保護者への助言

いじめを行った児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、学校は、いじめの重大性に応じ、規律ある指導と再発防止の徹底に努める。なお、いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、成長支援の観点をもちながら指導する。その保護者へは、協力を求めるとともに継続的な助言を行う。

⑧ 情報提供者のプライバシー保護と不利益の防止

いじめがあることを連絡した児童生徒に対しては、学校はその児童生徒のプライバシーが完全に守られるよう十分に配慮する。また、勇気をもっていじめを連絡したことで不利益が生じないよう対応することをはっきりと伝え、安全で安心な学校生活が送れるよう取組を徹底して行う。

⑨ 観衆・傍観者を含めた集団全体への毅然とした指導

いじめを加害・被害の二者関係だけの問題にとどめず、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払うなど、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。

⑩ 犯罪行為や重大被害に対する警察との連携

いじめが性的事案等、犯罪行為として取り扱われるべきものと判断したときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに三田警察署に通報して対処する。

⑪ いじめが「解消」したと判断する2つの要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が目安として3カ月間継続して止んでいること。この期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その際、当該児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により必ず確認する。

⑫ いじめを真に「乗り越えた」状態

いじめが解消している状態に至った上で、児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、いじめを受けた児童生徒の心身が回復し、いじめを行った児童生徒が抱えるストレス等の問題が取り除かれ、当事者や周りの者が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成される。

(6) 取組に対する評価

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「学校いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。

また、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的また必要に応じたいじめに関するアンケート、教育相談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、目標の達成状況を評価する。その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

4 いじめの重大事態への対応について

法第28条に基づき、重大事態（※）が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ）には、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。調査の目的は、事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び、同種の事態の再発防止策を講ずることである。なお、市教育委員会又は学校は事実関係が確定する前であっても、疑いがある段階で調査の実施に向けて動き出さなければならない。

【※重大事態とは】

ア. いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第 28 条第 1 項第 1 号）。

具体的には、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を指す。重大事態であるか否かは、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

イ. いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第 28 条第 1 項第 2 号）。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（１）学校における備え

①教職員の共通理解

教員研修等の実施により、三田市及び学校のいじめ防止基本方針の内容や重大事態の定義、調査の目的・手順について、共通理解を図る。

②学校いじめ対応チームの機能強化

法第 22 条に基づく「学校いじめ対応チーム」を実効的な組織として機能させるため、平時から役割分担（全体指揮、記録、連絡調整、児童生徒・保護者への支援等）を明確にする。また、重大事態に関する研修等を行い、組織的な対応力を高める。

（２）学校が主体となって調査を行う場合について

学校が調査の主体となる場合は、「学校いじめ対応チーム」が、学校長の指導及び指揮の下調査を行うとともに、児童の心のケアを行う。また、学校長よりいじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

（３）市教育委員会との連携について

学校長は、重大事態が発生した旨を、速やかに市教育委員会に報告する。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。